

災害廃棄物処理計画等について

令和 4 年
環境省
北海道地方環境事務所

災害廃棄物とは

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する廃棄物。
- 事業に伴って生じ廃棄物ではないので、**一般廃棄物＝市町村**に収集・運搬し、処理する責任がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

関連規定の抜粋（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物処理法第5条の2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。

廃棄物処理法基本方針五2(1) **市町村の役割**

一略一各地域の実情に応じて、**非常災害**に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた**災害廃棄物処理計画を策定**し、適宜見直しを行うものとする。

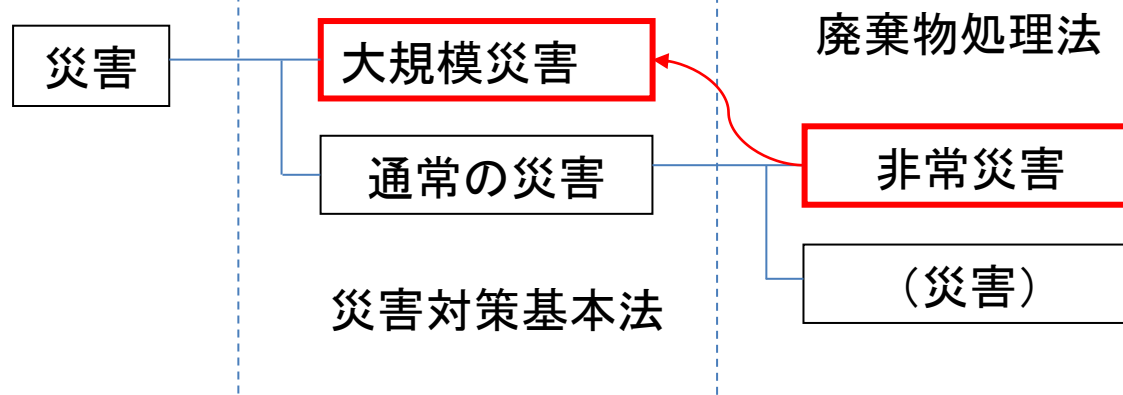
なぜ、災害廃棄物処理計画を策定するか？

- 災害時は、人命救助等が最優先
- 次に住民が普段の生活に戻るために、早急な廃棄物の搬出及び処理が必要（衛生面も含めて）

- ①災害廃棄物は通常の一般廃棄物と異なる性状。（産廃に近い）
- ②一度に大量に発生する。
→通常の処理ルート、取扱い方法では処理できない。
- ③通常の一般廃棄物も処理する必要がある
→マンパワーの不足



- ア 生活現場から搬出し仮置が必要。
- イ 廃棄物の種類に応じて、適切な処理が必要。
- ウ 予め、委託先、受援などを決めておく。



災害廃棄物の種類(性状)



可燃系混合物



木質系混合物(草木類)



金属系混合物



危険物・有害物等(消火器)



不燃系混合物



廃家電等



廃自動車等



危険物・有害物等(灯油)



コンクリート系混合物



処理困難物(布団等)



処理困難物(廃置等)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	平成30年7月	189万トン ^(※1)	全壊：6,603 ^(※2) 半壊：10,012 ^(※2) 一部損壊：3,457 ^(※2) 床上浸水：5,011 ^(※2) 床下浸水：13,737 ^(※2)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風	R1年9月、10月	154万トン ^(※3)	全壊：3,650 ^(※4) 半壊：33,951 ^(※4) 一部損壊：107,717 ^(※4) 床上浸水：8,256 ^(※4) 床下浸水：23,010 ^(※4)	約2年 (予定)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
令和2年7月豪雨	R2年7月	54万トン ^(※5)	全壊：1,621 ^(※6) 半壊：4,504 ^(※6) 一部損壊：3,503 ^(※6) 床上浸水：1,681 ^(※6) 床下浸水：5,290 ^(※6)	約1.5年 ^(※7) (予定)
広島県土砂災害	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年

(※1) 主要被災3県の合計（令和2年7月時点）

(※2) 主要被災3県の公表値の合計（平成31年1月9日時点）

(※3) 被災自治体からの報告の合計（令和3年1月末時点）

(※4) 内閣府防災被害報告の合計（令和2年4月10日時点）

(※5) 被災自治体からの報告の合計（令和3年1月末時点）

土砂混じりがれきを含む。

(※6) 内閣府防災被害報告の合計（令和3年1月7日時点）

(※7) 熊本県分のみ（令和3年1月末時点）

災害廃棄物処理の流れ



被災地域

- 道路啓開や人命救助で生じた支障物の撤去
- 分別排出
- 撤去・収集
- 運搬
- 廃棄物の一時集積 など

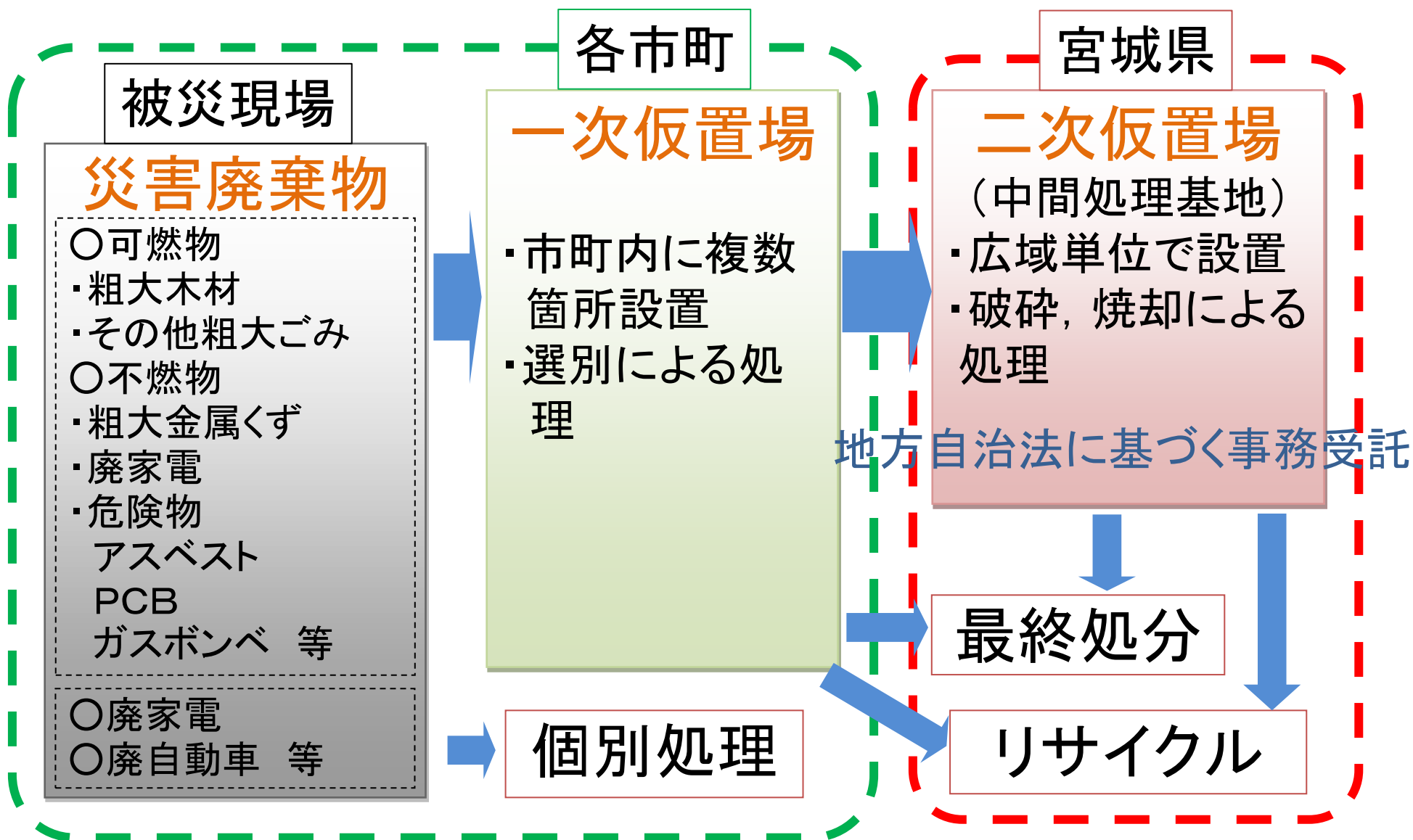
仮置場

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応
- (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理 など

処理・処分先

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

災害廃棄物処理の流れ(東日本大震災・宮城県の例)



災害廃棄物処理の三原則（安全、スピード、費用への配慮）

災害廃棄物の処理は、被災した市民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って処理にあたることが重要です。また、適切な分別を行う等、費用にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねません。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、分別・リサイクルを推進することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がります。

安全

- 被災した市民の衛生環境や安全を第一に。
- アスベストを含む廃棄物や危険物・有害廃棄物等（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

スピード

- 周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響を及している場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要があります。

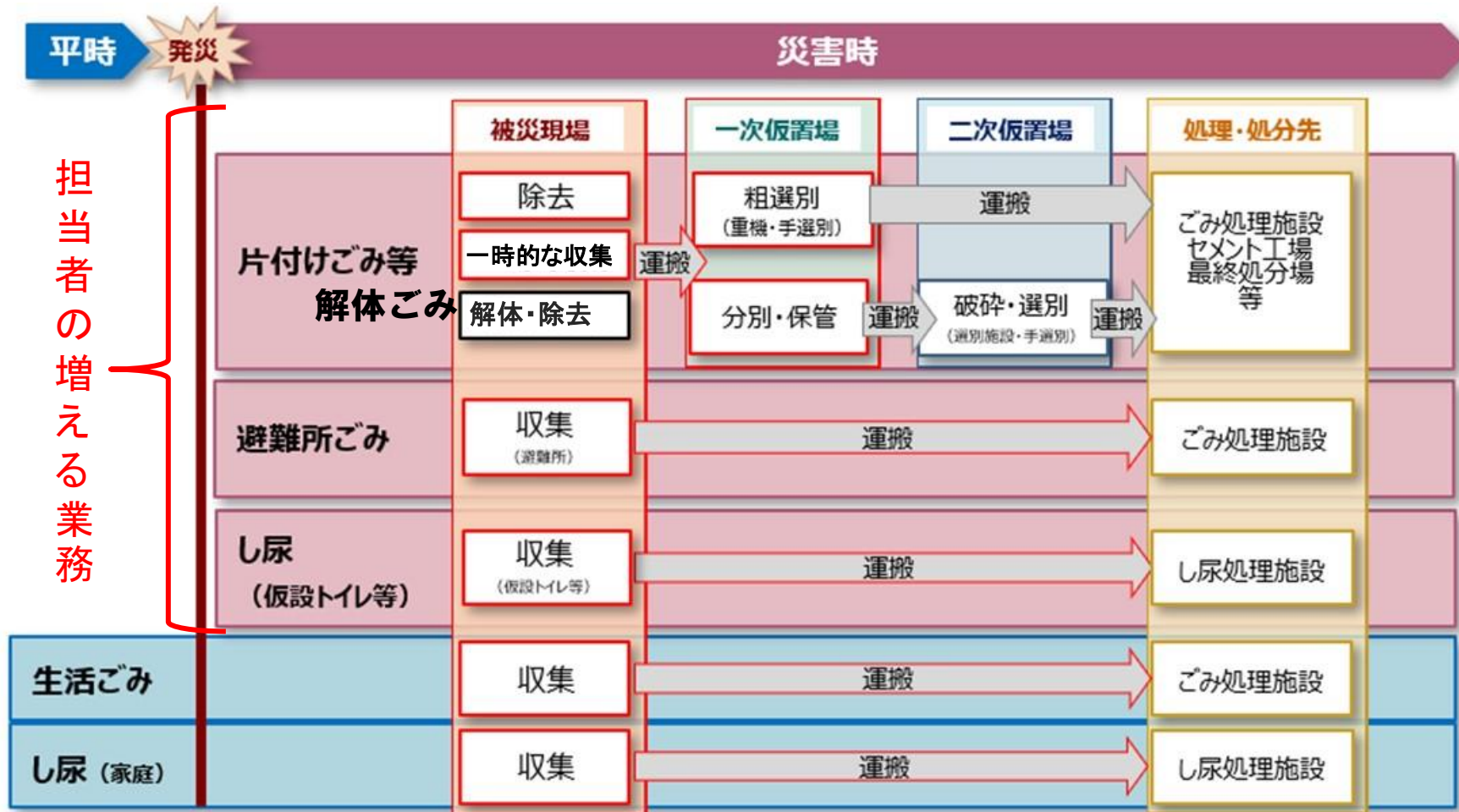
災害廃棄物の 処理の三原則

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の経済的負担を軽減することにつながります。
- これら多額の予算を執行するためには、膨大な量の事務作業が発生しますので、早めに必要な人員を確保することも重要です。

災害時の一般廃棄物処理に係る初動対応

- 災害時には、平時からの処理（生活ごみ等）、避難所ごみと災害廃棄物を並行して実施することとなる。



災害時初動対応(皆様が行うこと)

フェーズ	分類				
災害発生 ～12 時間 (水害の場合は、発災前から実施)	1) 安全及び組織体制の確保 ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行	2) 被害情報の収集・処理方針の判断	3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保	4) 災害廃棄物の処理体制の確保	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保
	市町村災害対策本部でのあなたの役割は？				
～24 時間	※ 委託業者、許可業者の確認も含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断★		① 仮置場の確保★	
～3 日		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 ④ 被災状況の把握と支援要否の判断★ ⑤ 被災状況に応じた支援要請	①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知	② 災害廃棄物の回収方法の検討★ ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知	
			③ 収集運搬の実施	⑤ 仮置場の設置・管理・運営	
～1 週間	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ★：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。				① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続
～3 週間					③ 初動対応以降の処理方針の検討★

これまでの災害廃棄物対策の教訓

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、
生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要。(臭気、害虫、ネズミなど)
被災地域の**早期の復旧・復興**のために必要。



事例1
公園に集積された
災害廃棄物



事例2
道路端に集積された
災害廃棄物



事例3
自治体管理の仮置場に混合状態
で搬入された災害廃棄物

最初から分別することが重要！
処理のスピード、費用



事例4: 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

初動対応の重要性

仮置場の確保・開設・適切な運営、住民への広報及びボランティアの役割に応じた情報提供等は、発災後にまず取組まなければならない。
無秩序な排出で多量の混合廃棄物を抱える事態になる。



発災後十分な仮置場が確保できず、勝手に混合状態で置かれ始めている様子

仮置場を設置する際、廃棄物に対する**住民への十分な広報**や、仮置場に**職員を配置**する等、適切な搬入管理・運営をしなければ、廃棄物は**混合状態**に。
便乗ごみ※の排出も食い止めることができない。

※災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等のこと

仮置場では廃棄物を分別し、適切に管理しなければ、火災、粉塵、臭気、害虫等、様々なトラブルを引き起こしかねない。

なぜ混合だといけないの？（住民はとっても楽だけど）

分別し搬出する手間が増える⇒スピードダウン、費用高騰
リチウム電池、ガスボンベによる発火、有機物腐敗による影響

災害廃棄物の路上での堆積（平成30年7月豪雨 岡山県倉敷市）



出典：環境省撮影

災害廃棄物の公園での混廃化(令和元年東日本台風 福島県いわき市)



出典:環境省撮影

住民・ボランティア等への周知

- ・ 災害廃棄物の**不法投棄を防止**し、**分別を徹底**するためには、**発災直後の広報**が重要。
- ・ 特に水害では、**水が引くとすぐに**被災した住民が**一斉に災害廃棄物を排出**するため、効果的な手法で**迅速に情報を周知**することが必要。
- ・ ボランティアに対しても速やかに同様の情報を周知できるよう、**社会福祉協議会等への情報提供**も必要

予め決めておくと楽

【住民・ボランティア等への周知内容の例】

- 分別方法 ○収集方法 ○仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- 仮置き場の誘導路（場外・場内）、案内図、配置図
- 仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等）
- 災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）など

住民・ボランティア等への周知

- チラシや広報車、ホームページ等の広報手法により、**住民へ正確かつ迅速に**、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等の**情報を周知**。
- 複数の広報手法**を用いた周知が効果的。

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず
- ③ 瓦
- ④ 金属くず
- ⑤ 畳
- ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】
●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
●事業所から出たごみ
●産業廃棄物

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって
決められた場所においてください
※裏面をご覧ください



場所：○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00 ~ 16:00

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合先】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○

【災害時の広報手法の例】

- チラシ（避難所含む）
- 広報車
- 防災行政無線
- ポスター（避難所での掲示）、広報紙
- ホームページ
- SNS
- テレビ、ラジオ、新聞〈有効〉

災害発生後に行うべきことの例

- ・ 情報収集及び記録
 - 被災棟数、避難所・避難者数、処理施設・インフラ（運搬ルート）被災状況
- ・ 仮設トイレの設置・維持管理
 - 必要性の判断、仮設トイレの確保・設置
- ・ し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法の決定
 - 人員・車両・運搬ルート・処理策先の確保
- ・ 災害廃棄物・分別・収集運搬・処分方法の決定
 - 人員・車両の手配、車両が不足する場合は他自治体への支援を要請
- ・ 仮置場の開設・運営管理
 - 分別看板の設置、作業員・交通整理員の配置、速やかな搬出
- ・ 住民への周知
 - 分別方法・排出方法の周知
- ・ 協力体制の構築
 - 受援体制（他自治体等）の構築、業界団体等との協定内容の確認

○ **初動対応体制構築の遅れ**

一度に大量かつ多様に発生する片付けごみの処理は、発生してから初動対応体制を検討するのでは間に合わない



平時から初動対応体制構築を想定しておく

総括・指揮を行う意思決定部門や、初動時から必要となる**人員数**や、受援にあたって担ってもらう**役割**を平時から想定

○ **仮置場設置の遅れ・片付けごみの混廃化**

仮置場が速やかに設置され、適切な運営がなされなければ**混廃化**を招き**生活環境悪化に直結**する。



平時から仮置場設置・運営を想定しておく

仮置場候補地を平時から想定（住民の利便性・利用可能性等を考慮）
分別方法や**周知方法**、**人員配置**も想定

自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資するため、環境省において「**災害廃棄物対策指針**」を策定（平成26年3月策定、平成30年3月改定）

近年、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風・東日本台風と、毎年のように大規模な災害が発生

⇒具体的な**災害廃棄物処理計画の策定など事前の備えを進めておくことの重要性**が改めて明らかに。



平成30年
7月豪雨



令和元年
東日本台風

しかし

○**自治体における災害廃棄物処理計画の策定が進んでいない**（一般廃棄物処理計画や地域防災計画とは別に単独で策定されている自治体は非常に少ない）。

また、**策定している場合でも、実効性の高い計画となっていないケースも**。

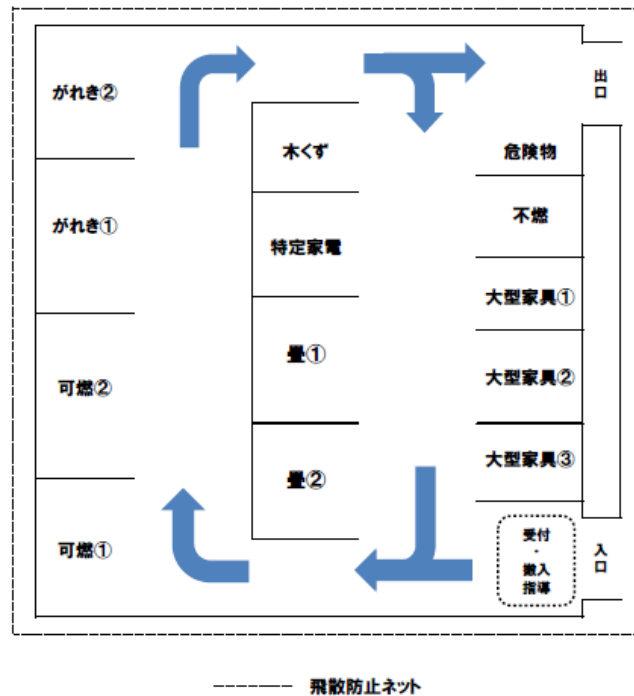
○上記災害では、環境省が職員・専門員を現地派遣し、分別方法や仮置場管理への助言等を行ってきたが、今後訪れる巨大災害では、国・道による（特に初動期の）被災自治体支援を一律行うことが困難な状況となることも十分考えられる。

このため

各自治体においては、発災時において各自治体が対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめた**災害廃棄物処理計画を策定するなど事前の備えを進める必要**がある。また、**図上演習を行うこと等により実効性を確保**しつつ、必要に応じて計画の改定を行う必要がある。

- 平成31年3月に処理計画を策定済み。
- 処理計画において、仮置場の配置図を記載していたため、発災後すぐに設置できた仮置場においても、分別管理を徹底することができた。
- 処理計画上でも記載していた協定を踏まえ、県が協定を締結していた県産業資源循環協会により仮置場への重機の手配ができた。

図3-3-1 仮置場の配置イメージ(例)



処理計画における仮置場のレイアウト図
(処理計画)



仮置場の状況(市撮影)

災害廃棄物処理計画策定の必要性

災害が起きた直後、役所は必ず忙しい！
(被災者対応・避難所運営など膨大な作業)



役所内では幹部を含め全員が忙しく、大混乱



そのような状況の中

- ・仮置場をどこにするか・分別をどうするか・収集運搬をどうするか
- ・人の配置をどうするか・住民への周知をどうするか など

一から決めていく事は困難！



でも、ごみは待ったなしで出てくる！



災害時に速やかに行動するためには事前の備え
(災害廃棄物処理計画の策定) が必要

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きについて

災害時の一般廃棄物処理に関する 初動対応の手引き

令和3年3月改訂

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

2) 被害情報の収集・処理方針の判断

【※必要は24時間以内、最速3日以内】

市区町村は、翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市区町村全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集する。

また、都道府県や関係団体等に対して、収集した情報の一部を共有するとともに、必要に応じて支援要請を行う。

① 被害状況の確認開始 及び 外部組織との情報共有	市区町村全体の被害情報を収集する（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況、等）。 ※「関係機関リスト」※P30、※資料2を活用し、災害対策本部等と連携しながら収集する。 委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報を収集する（管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両、等）。 ※「関係機関リスト」※P32、※資料3を活用し収集する。 必要に応じて、現地確認のために被災現場等に職員を派遣する。 ※事前に、現地確認用の車両を確保する。また、風呂用作業車、手袋、ヘルメット、ゴーグル、マスク、安全靴等の必要が確認される。また、被災現場等に派遣する。 収集した情報の一部は、都道府県や関係団体等と共有する。 ※都道府県への報告は、災害対策本部等から行われるため、当該関係機関を中心に都道府県の廃棄物処理局に報告する。
② 翌日以降の廃棄物 処理の可否の判断	収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断する。 ※市区町村や委託先の施設・人員体制、道路の状況、（水害の場合は浸水範囲）等を考慮し、生活ごみの処理も含め、総合的に判断する。必要に応じて、道路開通等を要請する。 ※判断に迷う場合は、都道府県等と相談する。
③ 災害廃棄物発生量 推計に向けた情報収集 【次項参照】	災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始する。 ※建物の被害状況を基に推計する方法があるが、この時点では被害総数が不明であり推計は容易でないため、災害廃棄物処理計画や事前の被害調査調査等と照し、発生量と推定することが考えられる。 ※発生量は、災害廃棄物の発生する手段別（家内・事業・施設）と災害廃棄物の処理方針の検討の際に必要となるため、詳細な発生量推計が可能な限り推計する必要がある。 ※発生量は、短小・偏りしないように注意する。 ※発生量は、被災した状況を基に、随時見直しを図る。 ※路上や空き地等への災害廃棄物の堆積の状況も随時把握する。必要に応じて、自治体による回収等も行う。
④ 支援要請の判断	被害情報等を基に、都道府県へ支援要請を判断する。 ※この時点での発生量推計は容易でないため、自治体全体の被災状況等とあわせて総合的に支援要請を判断する。 ※被災状況の推定が困難な場合、外部支援が必要かは都道府県や関係団体と相談・調整しながら早期に判断し、外部支援を要請する場合は支援費用から作業取り扱いはあらかじめ時間を要する必要がある。
⑤ 被災状況に応じた 支援要請 【※P5,6】	市区町村独自で処理が行えないと判断される場合には、【災害支援協定リスト ※P33、※資料2】を活用し、都道府県や支援継続団体等へ支援を要請する。 ※災害対策本部等と連携・分担して要請する。

※発生地の状況については、例えば、「自治体廃棄物処理計画」の「発生廃棄物の発生状況」を参照（※P21、※P22）。

※「関係機関リスト」※P30、※資料2は、【災害支援協定リスト ※P33、※資料2】を参照のこと。

15

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ

家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）を持ち込む場合は、しっかりと分別し、受付の係員にお伝えください。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしがたって 決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00～16:00



高齢者世帯等、家の外にごみを運ぶ言い場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○）へ相談してください。

【問合せ】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

手引きの目的、対象

- 一般的な内容に関しては本編に記載し、より詳細な具体的内容に関しては参考資料(記入例、参考事例一覧等)に記載した。

本編

第1章 本手引きの目的・位置づけ等

第1節 本手引きの目的・位置づけ
第2節 災害時に発生する一般廃棄物 第3節 関係者との連携体制の必要性
第4節 災害時初動対応の実態 第5節 本手引きの対象
第6節 本手引きの使い方 第7節 事前チェックリスト

第2章 災害時初動対応 ※災害時の活用

第1節 災害時初動対応の全体像
第2節 一般廃棄物処理の災害時初動対応
1) 安全及び組織体制の確保 2) 被害情報の収集・処理方針の判断
3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保
4) 災害廃棄物の処理体制の確保 5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

第3章 円滑かつ迅速な初動対応の ための事前検討 ※平時の検討

第1節 概要
第2節 基本的事項
1) 主な検討事項と連携体制 2) 対象期間 3) 検討体制
第2節 検討事項
1) 職員の確保 2) 災害時の組織体制と役割分担
3) 関係連絡先リスト 4) 被害状況チェックリスト 5) 災害支援協定リスト
6) 必要資機材及び保有資機材のリスト 7) 仮置場候補地リスト
8) 初動対応業務リスト
第3節 教育・訓練の実施
第4節 事前検討事項の継続的改善・見直し

用語の定義等

用語の定義
参考文献

参考資料

様式集

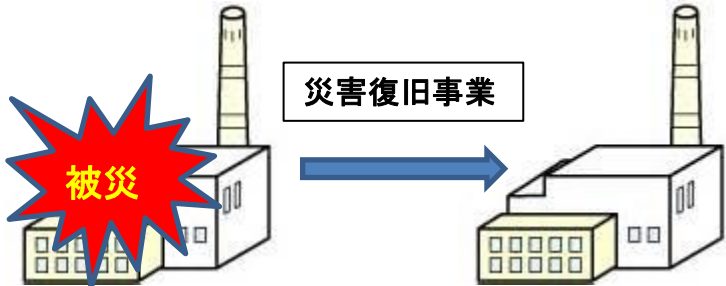
様式集 記入例

参考事例一覧

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
対象事業	 ➢ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ➢ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ➢ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）	災害等の発生 【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生 ○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 【し尿処理】 ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿 補助対象範囲 災害等廃棄物の収集 被災家屋・避難所等 仮置場 前処理 (切断・破砕等) 分別処理 家電等 リサイクル 可燃物処理 (焼却施設等) 不燃物処理 (最終処分場等) リサイクル (リサイクル工場等) し尿処理 (し尿処理施設) 収集・運搬 処分 ※家屋便槽への汚水流入による場合は、維持分として便槽容量の1/2を補助対象から除外。
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上 降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等	
補助率	1 / 2	
地方財政措置	<通常災害時> ➢ 地方負担の80%について特別交付税措置 <激甚災害時> ➢ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置	
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。	

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

補 助 金 名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災 害 原 因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対 象 事 業	次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 ① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設		イメー ジ 図		
補 助 対 象 か ら 除 外 さ れ る も の	① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの ② 事務所、倉庫、公舎等の施設 ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの ④ 維持工事とみられるもの ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。 ⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。 ⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と<u>同種のものに余裕のあるもの。</u> ロ. <u>当該年度に整備計画のあるもの。</u> ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。 ⑪ <u>工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの</u> 又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。 ⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。 ①～⑦交付要綱に規定 <				

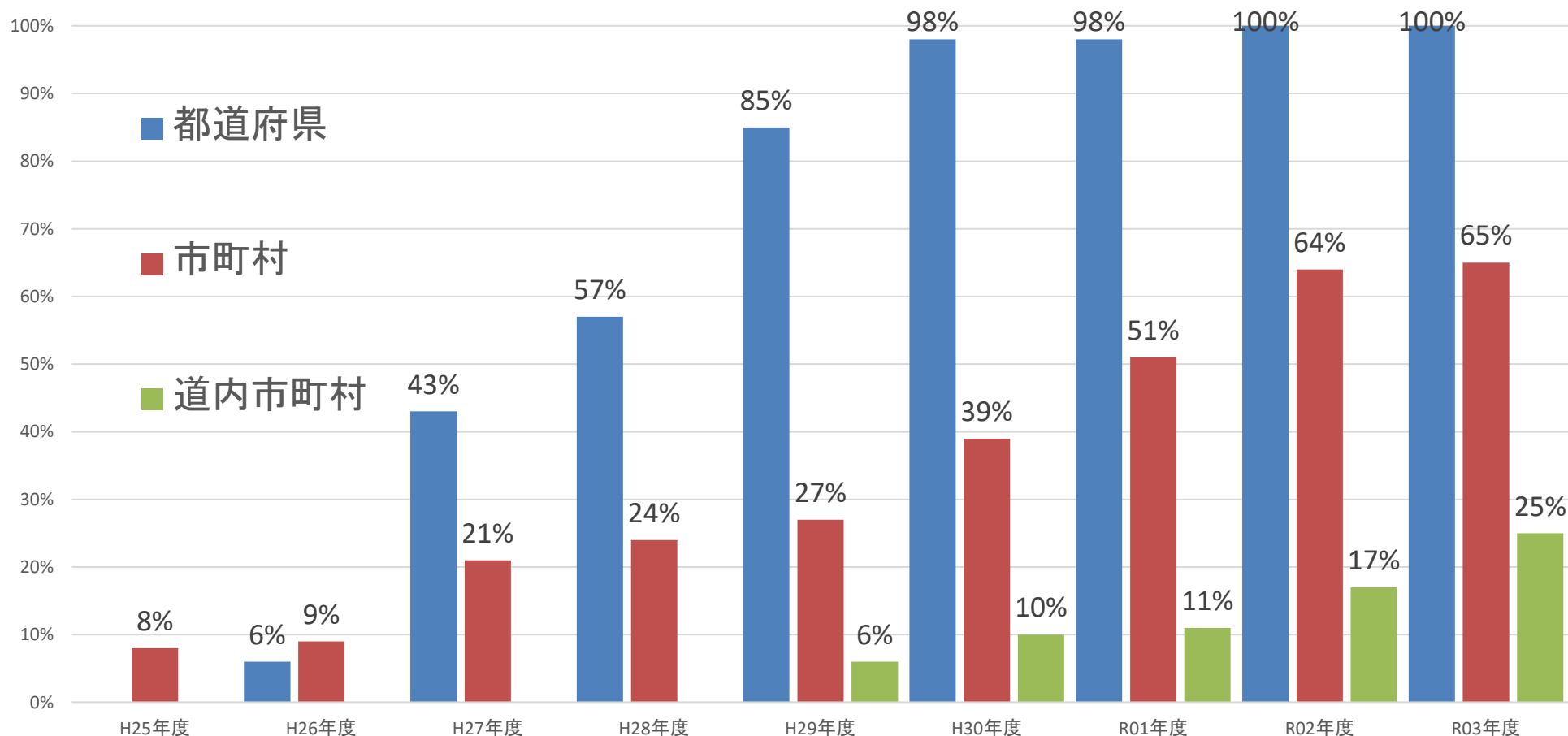
補助率：災害等廃棄物処理事業費補助金

	通常災害 (右記以外)	激甚災害
対象の 市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村
国庫 補助率	1/2	1/2
地方 財政 措置	地方負担分の <u>80%</u> について特別 交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策 債により対処することとし、その元利償還金の57% について特別交付税措置 ※起債充当率100%
	90%	95.7%

補助率：廃棄物処理施設災害復旧事業

対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・産業廃棄物処理施設 ・PCB廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・広域廃棄物埋立処分場
国庫補助率	1/2
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財 政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置
	73.75%～92.75%

災害廃棄物処理計画の策定状況(令和3年度末時点)



※1.第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標(都道府県:100% 市町村:60%)

※2.平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施。

※3.道内市町村策定率はH29年度以降掲載

災害廃棄物処理計画策定支援事業

- ・ 振興局単位で、ワークショップ形式で実施
 - ・ 市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシートを使用
- ※予算獲得が難しくなっている

人材育成事業

- ・ 北海道は災害が少なく災害廃棄物処理経験者が少ない
- ・ 今後は災害発生が増加が懸念されるため、人材育成が急務
- ・ 自治体職員向けの人材育成事業を展開し災害対応能力強化を図る

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会

- ・ 北海道における災害廃棄物処理の重要なプラットフォーム
- ・ 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携等を検討

北海道事務所の取り組み

市町村災害廃棄物処理計画策定ワークシート策定

- 道内自治体向け災害廃棄物処理計画素案テンプレート
- 必要事項の入力により、災害廃棄物処理計画素案が完成
- 解説書として「災害廃棄物処理計画策定自治体支援マニュアル」も整備
- 北海道事務所HPに掲載 (http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html)

3章 基本的事項

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。本市(町村)では、表●に示す被害が想定されている。

表● 想定する災害(地震)

項目	内容	内容
想定地震	〇〇地震	〇〇地震
最大震度	〇〇	〇〇
建物被害		
全壊	〇〇棟	〇〇棟
半壊	〇〇棟	〇〇棟
床上浸水	〇〇世帯	〇〇世帯
床下浸水	〇〇世帯	〇〇世帯
焼失:木造	〇〇棟	〇〇棟
焼失:非木造	〇〇棟	〇〇棟
津波浸水面積	〇〇m ²	〇〇m ²
避難者数	〇〇人	〇〇人

表● 想定する災害(水害)

項目	内容
想定水害	〇〇川
建物被害	
全壊	〇〇棟
半壊	〇〇棟
床上浸水	〇〇世帯
床下浸水	〇〇世帯

貴市(町村)の地域防災計画等に基づいて、災害廃棄物処理計画で対象とする災害について記載してください。入手可能な情報に合わせて、適宜変更して下さい。

災害廃棄物対策指針 発生量単位		火災損失(金額)			
		木造		非木造	
全壊(トン/棟)	117	161	78	107	135
半壊(トン/棟)	43	32	-	-	-
床上浸水(トン/世帯)	2.60	-	-	-	-
床下浸水(トン/世帯)	0.62	-	-	-	-
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	

災害廃棄物対策指針 発生量単位
津波堆積物 0.024 t/m ²

災害廃棄物対策指針 種類別割合		液状化、揺れ、津波		火災	
可燃物	18%	8%	木造	0.1%	0.1%
不燃物	18%	28%	非木造	0.5%	20%
コンクリートがら	3%	58%	-	31%	76%
金属	6.6%	3%	-	4%	4%
柱角材	5.4%	3%	-	0%	0%
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下地震	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震		

建物被害、浸水被害	全壊棟数	半壊棟数	床上浸水	床下浸水	焼失:木造	焼失:非木造	津波堆積物
〇〇市	5,500	15,000	0	0	0	0	0

災害廃棄物発生量	全壊棟数	半壊棟数	床上浸水	床下浸水	焼失:木造	焼失:非木造	津波堆積物
〇〇市	643,500	345,000	1	0	1	0	0

種類別災害廃棄物発生量	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	津波堆積物	合計
〇〇市	177,930	177,930	514,020	65,241	53,379	1	988,500

種類別災害廃棄物発生量	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	津波堆積物	合計
〇〇市	177.9	177.9	514.0	65.2	53.4	0.0	988.5

自治体の実情に合わせて修正

推計が必要な項目には計算シートを用意

計画未策定自治体の 管理職員の方へのお願い！！

災害廃棄物処理計画の重要性は御理解頂いたと思います。

本事業では計画骨子案が作成されます。

正式な計画にして頂くよう庁内での決定行為をお願いします。

最初は完ぺきな計画でなくともOK

→災害や訓練による知見を集積し、実効性のある計画に
ブラッシュアップしていく